

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」認定制度実施要領

静岡わさび農業遺産推進協議会

(目的)

第1条 世界農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」または日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」(以下「静岡水わさびの伝統栽培」という。)の認定地域(以下「認定地域」という。)で生産された水わさびや水わさびを使用した加工品等を「静岡水わさびの逸品」として認定し、高い品質を誇る「静岡水わさび」の魅力を効果的に訴求することで、他産地との差別化を図るとともに、「静岡水わさびの伝統栽培」を未来に継承していくことを目的とする。

(対象商品)

第2条 対象商品は、食品(農林水産物等一次産品及びその加工品、飲料)とする。

(認定申請者)

第3条 認定を申請できる者は、対象商品の生産や製造、販売を営む個人、法人またはこれを営む個人等で組織される団体(以下「事業者等」という。)で、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 静岡わさび農業遺産推進協議会(以下「協議会」という。)の正会員及び正会員に属する者、または協議会賛助会員。
- (2) 第1条で定めた「静岡水わさびの逸品」認定制度の目的の実現に向け、積極的に協力できる者。
- (3) 法令による営業禁止又は営業停止の行政処分、その他法令による処分を受けていない者。
- (4) 特定の政治活動や宗教活動を助長する恐れがない者。
- (5) 暴力団、暴力団構成員または社会的に非難されるべき関係を有しない者。

(認定基準)

第4条 認定基準は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 「静岡水わさび」

- ア 認定地域で伝統的な栽培方法により生産された「水わさび」そのものであること。
- イ 消費者の信頼を確保する安全・安心のための取組がなされていること。
- ウ 関係法令を遵守し、公序良俗に反していないものであること。

(2) 「静岡水わさび」を使用した食品

- ア 認定地域で伝統的な栽培方法により生産された「水わさび」のみを辛味成分としての原材料に使用して製造又は加工された食品であること。

- イ 原材料に畑わさび、西洋わさび、認定地域外で生産された水わさびのいずれも含まないものであること。
- ウ 消費者の信頼を確保する安全・安心のための取組がなされていること。
- エ 関係法令を遵守し、公序良俗に反していないものであること。

(認定団体)

第5条 認定団体は、静岡わさび農業遺産推進協議会とする。

(認定申請)

第6条 「静岡水わさびの逸品」の認定を受けようとする事業者等は、次に掲げる書類等を協議会長に提出するものとする。

(1) 「静岡水わさび」の認定申請

- ア 認定申請書（様式第1号）
- イ 申請商品説明書（様式第1-1号）
- ウ 誓約書（様式第2号）

(2) 「静岡水わさび」を使用した食品の認定申請

- ア 認定申請書（様式第1号）
- イ 申請商品説明書（様式第1-2号）
- ウ 誓約書（様式第2号）

(審査)

第7条 協議会長は、前条第1項による申請（以下「認定申請」という。）があったときは、協議会に設置される「静岡水わさびの逸品」認定審査会（以下「認定審査会」という。）を開催する。なお、認定審査会は、書面決議により行うことができるものとする。

- 2 認定審査会は、前条により提出された書類等で審査する。また、審査の参考とするため、協議会長は、認定申請のあった商品について、認定申請者に必要に応じて現物の提出を求めることができる。
- 3 協議会長は、認定申請のあった商品について、必要に応じて認定審査会に生産地及び製造施設に対する現地調査を行わせることができる。

(認定及び通知)

第8条 協議会長は、前条の認定審査会の結果、認定申請のあった商品が第4条の認定基準に適合すると認めるときは、「静岡水わさびの逸品」として認定する。

- 2 協議会長は、認定を申請した事業者等に対して、認定の適否（保留を含む）を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 前条第1項の認定の有効期間は、認定日から3年を経過する当該年度末までとする。

(認定の継続)

第10条 第8条第1項の認定を受けた事業者等（以下「認定事業者等」という。）のうち、認定の継続を希望する認定事業者等は、認定の有効期限の3ヶ月前までに次に掲げる書類等を協議会長に提出するものとする。

(1) 「静岡水わさび」の認定継続申請

- ア 認定継続申請書（様式第1号）
- イ 申請商品説明書（様式第1-1号）

(2) 「静岡水わさび」を使用した食品の認定継続申請

- ア 認定申請書（様式第1号）
- イ 申請商品説明書（様式第1-2号）

2 協議会長は、前項による申請があったときは、認定審査会に諮る。

3 認定審査会は、内容を確認し、継続が適切と認めた場合、これを承認する。なお、認定審査会は、書面決議により行うことができるものとする。

4 協議会長は、継続申請した事業者等に対して、認定の継続の適否（保留を含む）を通知するものとする。

(認定の表示等)

第11条 認定事業者等は、「静岡水わさびの逸品」の認定を受けた商品（以下、「認定商品」という。）の包装、容器等に次の各号のとおり表示するものとする。

(1) ロゴマーク

図柄及び色は、別記1のとおりとし、別に定める『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク・ロゴタイプ簡易デザインマニュアル』に従うこと。

(2) 認定商品を示す文字

「静岡水わさび」の生産地域に応じて、別記2に掲げる文字を付記するものとする。

(3) ロゴマーク等の表示に要する経費は、認定事業者等の負担とする。

(商標登録等)

第12条 認定事業者等は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第13条 認定事業者等は、ロゴマークを使用した成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに協議会事務局に提出するものとする。

(認定事業者等の責務)

第14条 認定事業者等は、この要領が定める内容を遵守するとともに、認定商品の品質を維持・向上するよう努めるものとする。

- 2 認定事業者等は、ロゴマーク等の表示状況及び認定商品に関する製造若しくは販売状況を記録するとともに、認定期間内の当該年度終了後3年間保管し、協議会長から指示があった場合は、速やかに記録を提出するものとする。
- 3 認定事業者等は、認定商品の生産・製造、販売等を通して、第1条で定めた「静岡水わさびの逸品」認定制度の目的の実現に向け、積極的に協力するものとする。
- 4 認定商品の品質、生産・製造、販売及びロゴマーク等の使用に関する事故や、知的財産権に関する問題等が発生した場合は、認定事業者等が損害賠償等の責任を負うものとし、協議会は、その要因の如何を問わず一切の責任を負わない。
- 5 前項に規定する場合において、当該認定事業者等は、遅滞なく事故等の内容を協議会長に報告するものとする。

(廃止及び変更)

第15条 認定事業者等は、次の各号に掲げる場合には、廃止・変更届出書（様式第3号）を速やかに協議会長に提出するものとする。

- (1) 認定商品の生産・製造または販売を中止するとき。
 - (2) 申請者の住所を変更するとき。
 - (3) 認定商品の名称、生産地、製造地を変更するとき。
 - (4) 認定商品の製造方法、原料または表示ラベルを変更するとき。
 - (5) 認定商品の原料等の規格、形状または包装若しくは容器のデザインを変更するとき。
- 2 協議会長は、第1項による廃止・変更の届出があったときは、認定審査会の意見を参考にして、廃止・変更届出書を提出した認定事業者等に対し、変更等の適否（保留を含む）を通知するものとする。なお、認定審査会の意見は書面により確認することができるものとする。
- 3 変更後の認定の有効期間は、変更前の有効期間とする。

(認定商品の確認の協力)

第16条 協議会長は、認定事業者等に対し、認定商品の生産地、製造地、生産及び製造の状況並びに関係帳簿の確認に対する協力を求めることができる。

(認定の取消)

第17条 協議会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定商品が第4条の認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 認定事業者等が廃業または休業したとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
- (4) ロゴマーク等を不適切に使用したとき。
- (5) 世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」のイメージまたは価値を害する恐れがある場合。

- (6) 第三者の利益を害する恐れがある場合。
 - (7) 第三者に誤認または混同を生じさせる恐れがある場合。
 - (8) その他、「静岡水わさびの逸品」認定制度の運用に重大な支障をきたすとき。
- 2 協議会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者等に対して、理由を付して遅滞なくその旨を通知するものとする。

(違反者に対する措置)

第18条 協議会長は、ロゴマーク等が不正に使用された場合は、ただちに使用の中止を求めるとともに、これを公表することができる。

(認定制度の普及等)

第19条 協議会長は、認定制度の普及に努めるものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月31日から施行する。

別記 1

- ・金色に黒のロゴマーク・ロゴタイプとし、認定申請書に使用イメージを添付すること。
(表示例)



別記 2

認定商品を示す文字	備考
<p>世界農業遺産 「静岡水わさびの逸品」認定商品</p>	<p>世界農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の認定地域で伝統的な栽培方法により生産された水わさび、または、その水わさびを使用した認定商品</p>
<p>日本農業遺産 「静岡水わさびの逸品」認定商品</p>	<p>日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の認定地域で伝統的な栽培方法により生産された水わさび、または、その水わさびを使用した認定商品</p>

年 月 日

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

申請者 住所
 名称 印
 氏名（代表者氏名）

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」認定（継続）申請書

「静岡水わさびの逸品」認定制度実施要領第 6 条第 1 項（第 10 条第 1 項）の規定により、関係書類を添えて「静岡水わさびの逸品」の認定（継続）を申請します。

項 目		内 容	
個人	フリガナ		
	氏 名		
法人・団体※	フリガナ		
	名 称		
	代 表 者 名		
	設 立 年 月 日		
静岡わさび農業遺産推進協議会 正会員・賛助会員の別		<input type="checkbox"/> 正会員	<input type="checkbox"/> 賛助会員
申 請 商 品		<input type="checkbox"/> 静岡水わさび ※様式 1-1 添付	<input type="checkbox"/> 静岡水わさびを使用した食品（ 品） ※様式 1-2 添付
担 当 者	所 属		氏 名
	電話番号		E-MAIL

※法人・団体等が申請する場合は、概要資料（企業パンフレット、団体規約等）を添付してください。

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」申請商品説明書
(静岡水わさび用)

1 所有するわさび田の概要

所在地 (市町名)	栽培面積 (a)	栽培様式
		<input type="checkbox"/> 地沢式 <input type="checkbox"/> 豊石式 <input type="checkbox"/> 北駿式 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 地沢式 <input type="checkbox"/> 豊石式 <input type="checkbox"/> 北駿式 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 地沢式 <input type="checkbox"/> 豊石式 <input type="checkbox"/> 北駿式 <input type="checkbox"/> その他 ()

(認定基準チェック欄)

- 世界農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」または日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の認定地域で伝統的な栽培方法により生産された水わさびである
- 消費者の信頼を確保する安全・安心のための取組がなされていること。

2 添付資料

- ・所有するわさび田の位置がわかる図面 (縮尺 1/5,000 以上)
- ・ロゴマークを使用する梱包材全体 (外装、内装含む) が確認できる商品画像 (ロゴマーク添付位置を明示してください。)

○認定地域について

世界農業遺産認定地域：静岡市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町
日本農業遺産認定地域：静岡市、浜松市、富士宮市、御殿場市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、小山町

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」申請商品説明書
 (「静岡水わさび」を使用した食品用)

1 申請商品の概要

項目	内 容	
商 品 名		
一 般 的 名 称		
申 請 者 に よ る 商 品 取 扱 状 況	(※複数選択可) <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 販売	
製 造 地		
原 材 料		
静岡水わさびの 主 な 仕 入 先	仕 入 先 名 (生産者名、企業名等)	所 在 市 町
(認定基準チェック欄)		
<input type="checkbox"/> 世界農業遺産または日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の認定地域で伝統的な栽培方法により生産された「水わさび」(静岡水わさび)のみを辛味成分としての原材料に使用して製造又は加工された食品である。 <input type="checkbox"/> 原材料に畑わさび、西洋わさび、認定地域外で生産された水わさびのいずれも含まないものである。 <input type="checkbox"/> 消費者の信頼を確保する安全・安心のための取組がなされている。		

※記入欄が不足する場合は、適宜、欄を広げて記入してください。

※複数の商品を申請する場合は、商品毎に提出してください。

2 添付資料

- ・ ロゴマークを使用する梱包材全体(外装、内装含む)が確認できる商品画像
- ・ 商品の表示ラベル(文字が確認できるもの)

○認定地域について

世界農業遺産認定地域：静岡市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町

日本農業遺産認定地域：静岡市、浜松市、富士宮市、御殿場市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、小山町

誓 約 書

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」認定制度に申請するにあたり、提出した資料については、事実と相違ありません。

また、審査にあたって申請の有資格者とみなされなかった場合及び申請者としてふさわしくない行為等があった場合において、認定の対象から除外されてもなんら異議を申し立てないことを誓約します。

なお、申請した商品が認定を受けた場合、商品の生産、製造、販売等に関する事故や、知的財産に係る権利に関する問題等が生じたときは、当方がその責任を負い、適正に対処することを誓約します。

年 月 日

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

年 月 日

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

世界農業遺産・日本農業遺産
「静岡水わさびの逸品」認定商品に係る廃止・変更届出書

年 月 日付け第 号により認定通知があった標記商品について、下記のとおり
(廃止 ・ 変更) したので、関係書類を添えて届出ます。

記

1 届出の内容

項 目	内 容
商 品 名	
(廃止・変更) 理由	
(廃止・変更) 予 定 年 月 日	

2 変更事項（変更の場合のみ記載）

変更事項	(変更後の内容)	(変更前の内容)

3 添付書類

- ・ 変更事項の詳細がわかる資料（変更の場合のみ）